

全国青税連

全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン303号

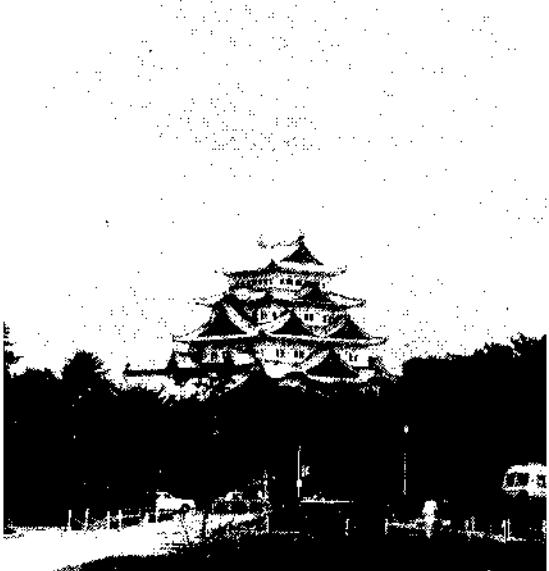
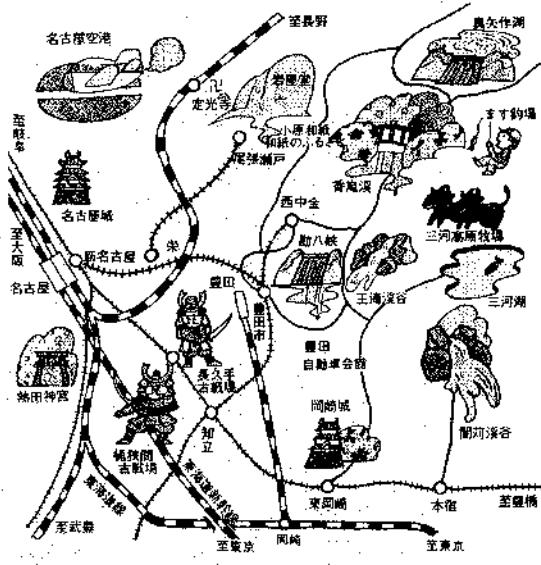
電話 03(354)4162

発行人 会長 稲葉 恭治

編集人 広報部長 益子 良一

名古屋大会 (第16回) 7月24日～25日

全国の青年税理士よ 三英傑ゆかりの地・名古屋へ!!



《主な目次》

- 主張 2
 - この一年間の活動をふりかえって 3~5
 - 「国民のための税理士制度」
確立をめざして 6~7

- 大型間接税と課税の公平 8 ~ 9
 - 小冊子紹介—「あなたは納税者を守れるか」 10
 - 本の紹介 「憲法と税財政」 11
 - 会員の動向 12
 - 名古屋大会のご案内 12
 - 編集後記 12

主 張

日税連会長にのぞむ

—税理士制度存亡の危機に直面して—

一、税理士法第33条の2の書面添付制度活用策は税理士制度の命運を左右する重大問題である。

我々税理士は納税者の代理人として税務代理を行なう自由職業人である。

ところが、税理士法第33条の2の書面添付制度は、納税者の代理人としての立場と相容れないものであるばかりでなく、この制度を税務当局の指導の下に活用する施策を日税連が検討していることは、物事の本質論を無視した軽率な行動といわなければならぬ。

そもそも、このような当局の意向（当局と日税連の協力関係という名の行政施策）を、当初国税庁幹部と日税連幹部の懇談会（昭和56年10月27日）を通して、無批判的に（日税連の正副会長の誰一人として疑問を表明することなく）受け入れてくること自体の中に、税理士（会）の見識のレベルの問題が問われなければならない。

シャープ勧告を引用するまでもなく、我々税理士は、税制・税法の専門家として、また、在野の税法律実務家として、税務当局に対して、税制、税務行政を監視する立場に立つものである。

我々は自由職業人として、税理士の社会的使命を自覚し、高い識見をもってその職責を全うしなければならないのであって、日先の打算的な事象にのみ目を奪われるとしたらその社会的存在理由は特にないといわなければならない。

書面添付制度の活用策の問題点とそれが税理士制度の発展を阻害することについての論説は、全青税より改めて解説書が作成される予定なのでそれに譲るが、基本的にいえば、我々が代理人として、納税者の信頼を得てなしている業務にとって納税者不在の書面添付制度を活用することは、いかなる理由をもってその活用策を根拠付けようとしても、代理人の本質論を超えることはできないであろう。まして、調査省略の目的を内容とする添付書面を税務当局と税理士会が協定して、実質的な制度ないし施策とすることは、租税法律主義に違反する（調査権限を規定する国税通則法および各税法に違反する）結果を招来するものである。

二、大小会社区分と閉鎖会社に対する税理士を活用した外部監査の導入に関する商法改正の動きは、書面添付制度の活用策と相まって、法務省と国税当局が連動した税理士制度に対する挑戦といえる。

前述したように、我々税理士は、納税者の税務代理人である。監査は本来代理人の立場ではなく、制度的に保障された中立的な立場の者が行なうものである。監査制度は、その制度の趣旨（目的）、沿革および比較法制度を鑑みても、代理人の立場で行なう場合には一定の問題が存在することはいうまでもない。

我が国の会計士が行なう監査についてみても、被監査会社の委嘱に基づき行なわれているが、これ自体、種々の問題点が指摘されていることは、周知のことであろう。

アメリカの会計士制度の中立性の保障、西ドイツの経済検査士制度にみられる監査制度の目的とその実態といった比較法制度の研究や、そもそも我が国の税理士制度の目的とその発展という展望の中で、税理士が外部監査をすることは、果たして、納税者の代理人の立場と相容れるものとなるのか否かといった本質的な問題点が真面目に研究されなければならない。そのような研究を通して広く税理士会会員の意見と、納税者の意見を聞くことなく、増税を企図した課税当局と中小会社の実態をよく知らない法務省の権威の前で、日先の職域拡大ということに目を奪はれて軽率な判断をして、とり返しのつかない事態となってしまったとしたら、それは正に、この税理士法改正の時以上の轍を踏むことになるであろう。

この問題についても、全青税として、特別委員会を中心に鋭意研究中ではあるが、日税連としては、十分に研究し、会員の意見に十分に応える態度でのぞむよう願うものである。

最後に、日税連会長には、これらの重大な問題について、良い意味の指導力を發揮してもらい、会員に分かり易い情報の提供のあらんことを重ねて希望するものである。



この一年間の活動をふりかえって

会長 稲葉恭治

昭和57年7月25日午後、兵庫県神戸市の神戸ポートアイランド国際会議場で誕生した新執行部は税理士会をとりまく種々の難問にファイトをもやし、チャーター船「あかつき」に乗り込み、新しい航海に出た。

憲法の理念に立脚した申告納税制度の実質的崩壊を招く申告納税制度改悪阻止と、その背景にある真の狙いである大型間接税導入阻止の目的をもつて。

いきつくところが、国民のための税理士制度の確立された国であれよ、と期待に胸を膨らませて。

一年を終え、改めて綴ってきた全青税会長日誌を読み返してみると、「果してこれが目的達成の為の日々であったのだろうか」との反省と、「よく一年続いたなあ」との感傷の入り交った複雑な気持である。

個人的感傷はこの辺にして、会員の皆様にこの一年の行動を日誌により再現し、御批判を仰ぐこととしよう。

〈57年〉

(7月)

29日 東京地方会益子(純)理事(神奈川青税会員)より電話にて、学術研究部で8月17日申告納税制度に関して討議をすると知らされる。全青税小冊子紹介と、内容に付き依頼。

(8月)

7日 全国婦人税理士連盟第25回記念総会出席。
大阪ロイヤルホテル。

来賓として、大阪国税局より数名、日税連より会長はじめ数名、その他多数が出席。おやおや、大分全青税の大会とは違うわい。婦税は丈夫だろうか。来賓が多い為、懇親会にて挨拶。アルベル・カミュの劇曲「カリギュラ」の第八場を朗読し、間接税批判を行ない、大型間接税導入阻止の運動への協力を訴える。

11日 正副会長会。事務局にて。

21~22日 税経新人会第18回和歌山全国研究集会に出席し挨拶。理論の新人会、行動の青税。

21日 8月17日付朝日新聞、日本経済新聞、読売

新聞に対する要望書他検討。和歌山にて。

25日 新事務局の大家と契約。東京にて。

(9月)

1日 時事通信橋本記者と会う。全青税の小冊子を渡し、申告納税制度の見直しに関する情報を流してもらうことと、時事通信で特集を組んでもらうよう依頼。第二次臨時行政調査会のメンバーのコピーをもらう。自由民主党税制調査会へのアピールの必要性を指摘される。新橋第一ホテルにて。

4日 岡山で理事会。岡山泊。

7日 朝日新聞社社会部記者(国税庁記者クラブ誌)と会う。記者にはサラリーマンとしての立場から、税の執行、税制に対する不満があり、記者の言う申告納税制度に対する憲法論的位置付けと矛盾する点あり、また財政欠陥に対する考え方方に意見の相違がある。記事のとりあげ方について当局側の発表のみに偏らないよう依頼。

9日 西川法対策部長より、和歌山地裁の「青色申告承認取消処分」の取消訴訟の傍聴結果、判決内容に付き報告あり。地裁判決批判のパンフレット作成を指示。

9日 税理士事務所の名称問題で、横須賀ワシントンホテルの会合に出席。

11日 不公平な税制をただす会と懇談。

現状認識において、両会とも大型間接税導入阻止運動の盛り上がりに不安を持つ。今後の運動方法を話し合う。

19~20日 法対策部拡大会議。箱根湯本にて。

申告納税制度の見直し論に関し、記帳義務の法制化、推計課税の拡大、挙證責任の転換を一体として考えるのか、記帳義務の法制化だけ切離して考えるかで若干意見の違いがあったが、討議の上、この問題の出てきた背景、日本の民主主義を守る観点から、これを一体として考え反対運動を推進させることで意見の一一致をみた。

21日 全国商工団体連合会と懇談。池袋にて。

申告納税制度の見直し論に関しての意見は一致、また58年税制改正で法活性化が目差されてい

るという現状分析においても一致。専門的な面での理論武装を依頼される。

28日 全国中小業者団体連絡会主催「どうなる、これからの大税金」学習討論集会に出席。

23団体、96名が参加。全青税の紹介と、意見発表をする。

同日 日本社会党政策審議会早川勝氏と会う。

申告納税制度の改革案が国会に上程されるのは昭和58年2月国会ではないか、と情報を受ける。さあ、勝負だ。9月の税理士業務がかなり遅れる。

(10月)

7日 日本社会党政策審議会会长、嶋崎謙衆議院議員と会う。議員会館にて。

申告納税制度に関しては、その背景、内容について見解一致。意を強くする。

同日 神戸大会のお礼に御来席された国會議員の事務所を訪問。小冊子配布。

12日 日税連総本会長に懇談の件を電話で依頼。先方に意志なし。困ったものだ会長にも。

23日 名古屋青税シンポジウムに出席。名古屋。

いつもながらの名青税の研究部活動には敬服する。全青税秋季シンポジウムで同テーマを発表してくれるとの事。期待する。

30日 在京役員会。今後のスケジュールを検討。

同日 首都圏サービス協同組合と懇談。

同日 婦税有志と税理士法第33条の2いわゆる法定書面添付制度の活用策他について意見交換。相互の入手情報の交換。

(11月)

1日 東京地方税理士会会館で東京地方会藤井専務理事と懇談。(神奈川青税)

織本日税連会長と個人的に懇談。「10月22日の日税連理事会では、申告納税制度に関して、記帳は奨励とし罰則は設けてはならない、推計課税は現行のままでよい、青色、白色は現行のままでよい、と発言している。政府税制調査会においても同趣旨の発言をしている。」とのこと。

以前の「税と経営」でのインタビューに対する織本発言と矛盾。この点をつくと、勝手に書かれた、と返答。信用できない。

13日 全国保険医団体連合会と懇談。

保団連より、国民へ重税、歳出面での矛盾、医療制度に関する問題点、税務行政の反動化、

等の指摘あり。税理士会の中から飛び出た運動の必要性をアドバイスされる。申告納税制度に関しては意見一致。地域により税理士の質に差のあること等、税理士に対する苦情多し。青税が組織されていない地域のこと、安心すると同時に、組織化が国民の為であることを痛感。

同日 朝日新聞社大蔵省財政研究会記者クラブ詰記者と懇談。大蔵省内部では申告納税制度の見直しに関して意見がわかっているようであるが、記帳義務の法制化だけ切離して法案とし、報道の結果をみて推計課税の拡大、挙証責任の転換を、とのスケジュールではないか、と情報を提供される。記者自身は、推計課税の拡大、挙証責任の転換は徴税強化であり反対であるが、記帳義務の法制化は仕方ないのではないか、と個人的見解を明らかとする。新聞記者もサラリーマン。読者もサラリーマンの方が多いか。

同日 東京税理士会館で、申告納税制度に関する懇談会開催。出席者は、大阪專業税理士協会、専税協議会、東京税経新人会、東京青年税理士連盟、大阪合同青年税理士連盟、婦税有志、当連盟より小沢副会長と齊藤総務部長出席。税理士会内任意団体で連絡会結成の方向で考えることとする。

14日 東京で理事会と秋季シンポジウム開催。

理事会及び秋季シンポジウム全体会議で、申告納税制度の問題を討議。税理士会内の任意団体で連絡会結成の件に関しては、「全青税独自でやれ」との意見もあったが、連絡会結成を含めた巾広い運動を推進していくことで全体の合意を得る。

16日 自由法曹団と懇談。

法律家(弁護士)が申告納税制度の見直しに関してどう考えているか聞く。

見直しの方向は、国家権力の強化となり、税を通して国民を監視、管理していくこうとするものである。(自由法曹団・鶴見祐策)

21日 日本経済新聞・朝刊

(見出し) 白営業の記帳義務付け、58年度は見送り、大蔵省

(内容) 白営業などに適用されている申告納税制度の見直しを進めている大蔵省は20日までに改善案を58年度税制改正に盛り込まない方針を決めた。申告納税制度見直しの柱である記帳

の義務づけについて中小企業などの反対が根強く、この問題を審議している政府の税制調査会（小倉武一会長）も慎重な姿勢をとっていることによる。このため同省はこの問題については政府税調の年内審議を打ち切り、来年春に審議を再開することとし、59年度税制改正の際に推計課税の強化、総収入申告制の導入などを含め現行の申告納税制度を全面的に洗い直す考えだ。

(12月)

5日 每日新聞・朝刊

(見出し) 来年度導入見送り、納税・自営業者の記帳義務制 大蔵省方針

(内容) 大蔵省は58年度税制改正のため7日に政府税制調査会（小倉武一会長）を開き、本格審議を開始するが、これに先立ち検討を続けてきた自主申告納税を行っている自営業者への記帳義務制実施について、当面導入は困難との判断を固め、来年度は見送る方針を4日明らかにした。「民主的な現行税制の根本を揺るがす」との批判が、中小企業団体、労働組合などから相次いでいるため、同省としても導入は時期尚早と見たもの。

日本経済新聞で知り、毎日新聞で確認する。

「やった」というのが偽わざる心境。同時に7月25日、神戸ポートアイランドでの約束がひとまず果たせたことで一安心。しかし、59年度税制改正に向けての運動を考え、また胃が痛くなる。

全青税会長はタフでないと勧まらぬようだ。

全国の青年税理士の皆様、本当にありがとうございました。微力なる会長を支え、叱咤激励していただき、とにかく58年度改悪は阻止することができたことを謝し、次の運動への協力を心より願う。

また、女子所員1名と所長となる超番組事務所「税理士稻葉恭治事務所」の女子所員に心より感謝の辞を送りたい。8月より12月までの間に、関与先の苦情もなく税理士業務が遂行できたことは、全て彼女の働きによるものであったから。

昭和58年4月に地方選挙、6月には参議院選挙。10月に政府税調の中期税制答申。9~10月が決戦の時期であろう。私の任務は、運動に向けての基礎づくりとなろう。

11月の残りと12月以降の行動は次の通りである。
(11月)

22日 税理士事務所の名称問題で朝日源吾元東京

地方会会长宅を訪問。織本口税連会長と白井口税連専務理事が事情説明と経過報告に来る。口税連の姿勢が問われる事件であった。

26日 名古屋大会の打合せで名古屋へ。

名青税の皆様に心より感謝。

(12月)

3日 週刊現代ルボライターの取材に応じる。

11日 神奈川青税忘年会に出席。

14日 首都圏在住役員会。

18日 刈谷西尾青税忘年会出席。岐阜。

<58年>

(1月)

8日 東京・千葉・埼玉青税主催合格者祝賀会出席。資格制度の批判と、青税の紹介。

22日 名古屋で理事会。名古屋大会会場を見る。

(2月)

4日 千葉青税合格者祝賀会出席。本八幡。

5日 埼玉青税合格者祝賀会出席。浦和。

12日 法対策会議。

13日 全国貸金組合連合会と懇談。小石川。

18日 重税反対中央各界代表者集会準備会へ。

(4月)

16日 大阪合同青税フェスティバル出席。高石市羽衣。

17日 大阪で理事会。

(5月)

14日 名古屋青税総会出席。名古屋。

(6月)

4日 神奈川青税総会出席。横浜。

11日 大阪合同青税総会出席。大阪。

12日 東京で理事会。

15~16日 鹿児島青税総会出席。鹿児島。

18日 東京青税総会出席。

21日 名古屋大会打合せに名古屋へ。大会委員長、実行委員長他と綿密なる検討を行なう。名青税の大会実行委員50名以上が結集し委員会を開催していた。大会の成功を確信する。

(7月)

2日 埼玉青税総会に出席。

9日 千葉青税総会に出席。

尚、5~7月は、来るべき運動に備えて小冊子作成の作業に参加。名古屋大会で配布できるところまで進行。

一年間本当に有難うございました。



「国民のための税理士制度」確立をめざして！

——法対策部この一年(山積する難問をかかえ)——

法対策部長 西川 進

1. 制度問題の整理

税理士制度をとりまく環境が非常に厳しい中での法対活動一年をふりかえって報告したい。

昨年の神戸大会での大会宣言は、次の7項目であった。①国民のための税理士制度の確立、②申告納税制度の維持発展、③新大型間接税の創設阻止、④商法改悪反対、⑤税理士の地位を高める訴訟の支援、⑥天下りの糾弾、⑦日税連の民主化。

これらはいずれも解決したとは言い難い。いずれも引き続きテーマとして取りあげ全力を挙げて立ち向っていかなければならぬ。

2. 税理士制度

昭和55年税理士法の成立と共に、税理士制度を税務行政の機構の中に組み入れようとしている国税当局は、国民ベースでは、申告納税制度を見直し、大型間接税を導入し、税金を通じての民主主義の発達を防害し、税理士には、税務調査の手助けとなる添付書面制度の活用を要請してきた。

納税者のための税理士制度の確立をめざしている青税では、この添付書面制度の活用は、調査省略を通じて「上手な取引者」になる危険性がある等の理由で反対意見を発表してきた。昭和56年10月の国税庁と日税連の会合から端を発したこの問題が未だに全国的に実施されないのはわれわれの運動の一定の成果であると位置づけたい。

現行税理士制度を各階各層に理解してもらうため、国会議員、マスコミ、労働者、業者、民主団体、学者、文化人と会合を持ち、懇談をしてきた。税務行政や税理士制度は、どうも発展途上国並みであることがわかつてきた。納税者の権利擁護を使命とする、代理権限を明確にした真の国民のための税理士制度（新しい税理士法）の確立が必要である。

3. 申告納税制度

申告納税制度は、国民主権主義の税法的表現であり、これを維持発展させねばならないという基本原理に立ち、「申告納税制度見直し論に反論する」という小冊子を作り、全会員に配布すると共

に、広く、各階層に読んでいただいた。ある団体では有償で相当部数を購入してくれた。さらに、会員向けに、キャンペーンを行ない、会報に報告記事を書いた。主たる内容は、大蔵省、政府税調で行なわれている申告納税制度の見直し作業は記帳義務の法制化、推計課税の拡大、挙証責任の転換等であり、これらは、税務行政の権限強化となるもので、実質的に申告納税制度を崩壊させるものである。

これらの運動により、当初58年度より実施が予測されていた記帳義務の法制化等が、59年以降に延期されたといえる。

並行して、税務行政の適正手続の実現のための運動を継続して行なってきた。税務行政によって形骸化されている申告納税制度を是正していく努力を今後もしていかなければならない。

もうひとつ国民的には、給与所得者に実額経費控除と概算経費控除の選択を認め申告権を保障すべきである、という提言をしてきた。

4. 大型間接税

全青税は、税の専門家として、社会的使命を果す意味から、昭和49年の定期大会以来連続して毎年付加価値税・一般消費税導入反対の大会決議をし、過去に3度欧州へ税制調査団を派遣し、EC型付加価値税を、歴史、執行、生活面から分析し、秋季及び総会シンポジウムで数度、研究討論し反対意見をまとめ発表してきた。

財政危機の安易な解決策とし、近い時期に創設が予想される「大型間接税」も、①逆進性の強い不公平税制である、②中小企業に対する企業課税となる、③民間の活力を失い消費を減退させる、④財政危機の安易な解決策である、⑤税理士制度の崩壊を招く、⑥国民各層から反対を受けているという意見をまとめてきた。

大型間接税の反対運動を拡めていく必要から、『大型間接税反対のための中央連絡会』の準備会や学習交流集会に参加した。

今後も継続して、税制としての適否良悪の研究

を重ね、意見を発表し、運動を拡げていく必要がある。われわれの運動の積み重ねが、数年前の一般消費税導入阻止の一翼を果したのも事実である。

5. 商法問題

商法改正は、法務省民事局参事官室で作業が進められ、昭和49年、56年の改正に続き、今般、大小会社の区分、最低資本金の導入、簡易監査制度の創設などを意図している。

これらの背景は、昭和40年に倒産した山陽特殊鋼に端を発した、大企業の『企業の社会的責任』を是正するための世論に応えるためであった。その後もロッキード事件、鉄建公団、KDD、三越にみられるような乱脈経理等があったにもかかわらず、これらを是正する改正には重点を置かれず総会屋締出し対策程度の改正に終っている。

今回も、小会社は、①法違反を軽視し、法律を無視する風潮が生じている、②法律を守らないことによるトラブルが多発している、③計算等についても法律を守らない結果、倒産が起これりやすくなっている、という現状認識を示し、(小規模(閉鎖)会社法)の必要性を説いている。

全青税では、中小企業の切捨てとなる商法改悪には反対していく立場で、会員向けには会報等で商法問題の動きを報告し、大会等で説明していくことにし、外部には、わが国経済における中小企業の存在意義と商法及び有限会社法のかかわりを説明してきた。

6. 訴訟対策

和歌山「青色申告承認取消処分」の取消訴訟は税務行政上の適正手続の保障を求める立場から、非常に重要であるという認識の下に、全面的に支援してきた。

判決は、残念ながら原告の主張が認められなかった。調査の理由なしし必要性を具体的、個別的に開示することは法律上の要件とされていない。帳簿書類の提示要求に応じなかったのは、備付け記録、保存が法人税法の定めに従っていなかったという要旨である。

全青税では、この判決は、一方的に税務当局の主張に偏ったものであって、最近の「申告納税制度見直し論」にみられる課税権力の強化策に加担するものである、という認識を示し、税務行政上の適正手続の保障のために、本件控訴人に対する支援を続けていくことにし、本件に係る小冊子を

作成、会員並びに関係者に配布した。

7. 天下り対策

昨年の神戸大会における総会決議「権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。」を受け、天下り対策委員会を設置した。

今回、特に報告すべき事項はないがこの天下りは巧妙に潜行しており、青税が毎年大会宣言で声を大にして叫び、委員会を設置し監視をすることによって相当な抑止力になっている。

8. 日税連の民主化

昨年7月に、①税理士が直接日税連に参加できるようにすべきである。②日税連の決議機関と執行機関が同一であり不自然、不合理であるから是正すべきである。③日税連の会長等の選出方法を民主的に行うべきである、の三点を中心とした「日本税理士会連合会の機構改革に関する要望書」を作成、日税連会長宛提出した。

内部では、この要望書をテキストに学習会を行なった。又、日税連会長宛、他の件も合わせ会見を申込んだところ拒否されている。前述の要望書に対する解答はない。日税連には一般会員又は税理士のグループの話を聞くという機関もなければ姿勢もない。当局とはよく懇談会をやるから不思議である。当局に顔がむいていると指摘しておきたい。

次に事務所名称問題と日税連機関紙問題について言及しておく。事務所名称問題は、税理士法の解釈範囲を超越した日税連会則をあたりまえに改正した原動力となった。

日税連の機関紙の密室性は、前々から承知していたが、今回、連続して会員の投稿記事の取扱いに不自然な態度をとった。本来日税連会報は、私たちをとりまく制度問題、社会問題に対する会員の声を広く掲載し、論争を展開し、もって、税理士の社会的役割を果すべきである。

9. 制度問題の重要性の確認

青税は、制度問題一辺倒ではないが、制度問題抜きの青税は存在意義を失うと思う。明日の税理士制度を語り、申告納税制度を論じ、大型間接税や商法を研究していくことが、青税の発展につながる。今後共、若者らしく、青年らしく、堂々と正論を発表していく必要がある。

改めて、制度問題の重要性を認識し、国民のための税理士制度の確立をめざし、頑張りましょう。

大型間接税と課税の公平

——間接税導入は課税の公平につながらない——

神奈川青年税理士クラブ 制度部長 岩渕 守

はじめに

83年政治決戦の天王山ともなる参議院選挙を目前にした去る5月21・22日の両日に、共同通信社等が会員となっている日本世論調査会が、国民の政治意識を探るために全国世論調査を実施している。この調査によれば、国民は減税、物価、老人福祉の順に関心を持ち、減税については国民の2人に1人が実現を期待していることが明らかになった。特に注目すべきことは、税の納め方に差があるなど不公平税制を是正すべきが74%あり、大型間接税を導入しても所得税減税を行うべきとする声が54%を超えているという点である。所得税減税の5年間据置きとクロヨン批判はかなり一般国民の税に対する不満を蓄積して来ていると考えなければならない。

クロヨン論については国税庁も明らかに否定しており、日常の税理士業務を通しての実感としてもそのような所得の把握に差はないと考えているが、かといって全くないともいい切れない。給与所得者は自分の所得をすべて補捉されていて不公平と考えがちであるが、給与所得控除額が実際の経費相当額を超えている人が多数であることを知っていないなど、そもそも課税の公平を、言うは易く行うは難いものなのである。「所得の把握に難しきがあるなら、物品の消費に課税すれば、所得の多寡は問題にならないし脱税もなくなり、物品を購入した者は等しく納税することになり、課税の公平が実現される」という声がサラリーマン層に意外に多い。

課税の公平とは

課税の公平すなわち租税負担の公平は、憲法第14条の法の下の平等を租税の分野においても公平な課税として要請され、憲法第84条の租税法律主義によって体現される。しかし憲法14条でいう平等という意味は、あらゆる点で国民が無条件、絶対的、機械的に平等であることを要求しているのではなく、人間の一般的社会的判断からする合理

的な根柢に基づく制限が許容されている。そして具体的な課税の公平は、租税法律主義に基づいて制定された租税法規の中で具現化されている筈である。

すなわち、租税法における基本的な原則としての応能負担の原則がそれである。つまり同じ担税力を有する者には課税上同様の取扱いをする（水平的公平）が、担税力の異なった者には異なった取扱いをする（垂直的公平）ということであり、担税力の大小によって納税額を決めるという考え方から累進税率が生まれたのである。測定可能な担税力としては、所得、消費、財産等が主張されているが、わが国の所得税並びに法人税等の主な租税は所得を以って担税力と考えている。

所得の定義に関しては、「一定期間にその個人が行なう家事上の消費と資産価値の純増加分の計」を所得とする財政学上の「純資産増加説」の方が、「継続収入—必要経費」を所得とする「所得源泉説」よりも、所得概念を包括的に捉えており租税特別措置も反映されないなどにより優れていると言われる。しかし現在の所得税法等の所得概念は「所得源泉説」を主として採用しており、その測定においては、徵稅技術上の制約から権利確定主義による実現主義をその具体的基準としている。このように担税力を現わす所得について、その意義及び測定方法に二重の制約を受けているところから、必ずしも所得が正しい担税力を現わしてはいないという指摘もあり、前述の如くサラリーマン層を中心とした税の不公平を感じている人達の所得の補捉率に差があるという考えも、実はこの点に帰着するのであるまいか。

課税の公平を考える上でもう一つ問題であることは、給与所得者を除く他の所得者、つまり不動産業者や事業所得者などは、自分の所得額や納付すべき税額を自ら申告し納付するのであるが、給与所得者の場合はその権利を奪われているという点である。これは憲法14条の法の下の平等に違反するのではないかとの疑問を持つのであるが、同時に、給与所得者に実額計算を許さず一律の給与

所得控除額というのは、一種の賦課課税でもあり他の所得者との均衡を失し、課税の公平を欠くものと言える。ともあれ、現在の所得税法の根幹を為す諸税の公平原則は前に述べたように応能負担の原則であり、それに基づく超過累進税率構造であるが、これは相対的な課税の公平であって、価値感の多様化した今日において絶対的な課税の公平など望むべくもないである。

直接税と間接税

前に、全国世論調査によると所得税減税の為に大型間接税の導入もやむなしとする声が50%を超えていることを紹介した。又サラリーマン層では不公平税制の是正は間接税に転換することによって、脱税もなくなり課税の公平も図れるという考え方の多いことも指摘した。間接税は物品や役務の対価の中に織込まれているので、消費者は自分が何程の租税を負担しているかを知らない事が多い。お上の微税する側では、摩擦もなく不納付ということもなく実に効率のよい税であり、負担する側もさほど負担感を覚えることなく知らず知らずに納めてしまう、一種の麻薬的な租税であるという認識を持つ私にとって、この結果は實に意外な数字である。

所得税の減税を要求し、不公平税制の是正を要求するということは、納税者自身が納付している租税の重きを実感していることにはかならないが、これも直接税であるが故のことである。同じ額の租税を負担したとしても間接税によって納付した場合には、これ程の重きを感じることはないとある。これは實に大切な事である。減税要求も不公平税制の是正もすべて政治の場で解決されるものである。すべて政治は財政的基盤に乗って執行されるのであり、財政は予算に基づく租税法に反映される。つまり租税は政治と密接不可分の関係にある。もし納税者が自らの負担する租税が重いと感じたときは、政治のあり方や財政にインパクトを与えてそれを軽くすることは可能であるが、負担感の少ない間接税ではこの様な圖式による行動は見られなくなるであろう。

大型間接税と課税の公平

大型間接税は、財貨や役務を消費した者すべてに等しく課税される点で公平・平等な租税である

との考えもある。しかし大型間接税は消費全般にわたって課税されることから、個別消費税のような選択の自由ではなく、所得のない者や少ない者と高額所得者が同額の租税を負担することが、果して公平なのであろうか。あるいは生活保護等の社会保障を受けている人々に対しても租税負担を強制することが公平として是認されるのであろうか。

所得税は超過累進課税制度の採用によって垂直的公平を図っているが、大型間接税は所得の少ない者ほど租税負担率が高くなるという逆進性を生じ、応能負担の原則に反し、課税の公平を欠くものと断じざるをえない。

おわりに

わが国憲法はその成立過程に疑義を呈する人達もいる。しかし、わが国の憲法は「國民主権」や「戦争の放棄」そして「基本的人権の尊重」に見られるように国民を中心に据えて、平和な福祉社会の建設を目指す素晴らしいものである。その憲法の考えに準拠する民主的租税觀によれば「国家は主権者たる国民の自律的団体であるから、その維持活動に必要な費用は国民の共同の費用として自ら負担すべきもの」と考えられており、その趣旨に最も沿う税源としては各人の「所得」である。なんとなれば、国民が自分の負担した租税の多寡や使途を真剣に見つめ、その意見を民主代議制下の政治に反映させる為には、自らの所得から租税を負担したという意識を持つことが必要だからである。そして福祉国家実現の理念と法の下の平等からは、租税負担は応能原則が生ずるのである。

このような見地に立てば、大型間接税は民主的租税觀に立脚した民主的社會・政治システムを崩壊させ、応能負担の原則に反して租税負担の逆進性を増し、最低生活費は免税するという生活保障の原則が危うくなる等々、課税の公平のみならず社会的公平にも反するものである。

課税の公平は結局のところ立法政策の問題に帰するが、しかし公平・公正という問題について、何が公平公正であるか、又個々人の負担割合をどう決定するか、今日のように価値觀が多様化し日々変化する中で困難ではあるが、多くの人々の意見を集約し合意を得ることが必要と考えるのである。

小冊子

「あなたは納税者を守れるか」

税務調査の適正手続

紹 介

「税理士にとって、税務調査の立合いは最も重要な仕事の一つである。わが支部にも多くの新入会員を迎えることになったので、ここでふたたびみんなが関心を寄せている“質問検査権(税務調査)”を取り上げることにした。

幸い、昨年度経相部が、税法、通達、内部通達、判例、国会決議、審議会答申、学者論文、その他文献など、多方面にわたる資料から、税務調査についての設問と答という形で、丹念に集大成した“税務調査の適正手続”と題する小冊子を作っている。これは大変好評であり、その続篇が期待されていた。

この度、制度部で旧冊子の改訂版を出すことに意欲を燃やし、制度部員一同5月の連休を返上し、連日深夜に及ぶ討議ののち出来上ったのがこの“あなたは納税者を守れるか——税務調査の適正手続”である。一同内心、これだけ軽便に、税務調査についての重要事項をまとめたのは、他に類例がないと自負している。果せるかな、例会当日、この冊子は45名の出席者で87冊も完売だったのである。今後とも設例を充実し、文章や論旨をさらに整理されるよう、諸兄姉のさらなる研究を期待する。(以下略)

(大青税兵庫県支部「支部だより」6月号より)

税務調査において、調査理由、事前通知、反面調査等について税務職員とトラブルが生ずることが多い。強権的な調査が多くなってきた今は、とくにこの傾向が強いように思われる。判例、長官通達等を具体的に示しながら、税務職員と論争をするならば、それは当然にこちらに有利に展開するはずである。このような意図から、各設問ごとに主張のうらづけとなる根拠法令、判例、学説等をコンパクトにまとめたのがこの小冊子である。会員諸兄にぜひご一読いただきたい。

(設 問)

○税務調査が行われる根拠条文は? (質問検査権とは?)

大阪合同青年税理士連盟

- 事前通知のない調査にはどう対応すればよいのか?
 - 調査理由が開示されないとき、調査に応じなければならないのか?
 - 反面調査は、どのような場合に認められるか?
 - 金融機関の調査は自由にできるのか?
 - 事業年度終了前の事前調査はできないはずだが?
 - 帳簿書類等をもち帰ることは違法ではないのか?
 - 机の引き出しや金庫を調べたりできないはずだが?
 - 病院のカルテを調査することは、医師の守秘義務に違反するはずだが?
 - 質問検査権の行使が法的限界をこえてなされた場合はどうなるか?
- etc.

お問合せは下記へおねがいします(価格1,000円)

大阪合同青年税理士連盟 兵庫県支部

橋 本 恭 典 (TEL. 078-331-4831)

〒650 神戸市中央区栄町通2丁目8-14

なお、上記の姉妹篇として、次のものを発刊しております。あわせて購読下さい。

○「税務調査はどうあるべきか——税務行政の適正手続」(大阪合同青年税理士連盟 事業部編)

申告納税制度見直し論を批判する立場から、本来あるべき税務行政の適正手続のあり方をさぐる。「あなたは納税者を守れるか」の総論的小論集。

○「あなたは経営者を守れるか——同族会社の身近な諸問題」(大阪合同青年税理士連盟兵庫県支部 研究部編) 価格 1,500円

借地権課税、事業承継問題、中小企業経営者の経営理念等について、兵庫県支部研究部の1年間の研究成果を集成したもの。

[本の紹介]——北野弘久日大教授著

『憲法と税財政』

一、本年4月、北野弘久日大教授の論文集『憲法と税財政』(三省堂)が刊行された。教授は数多くの著書を発表されているが著書名に「憲法」が附されているのは本書で2冊目である。1冊目は昭和55年3月刊行の『憲法と地方財政権』(勁草書房)である。しかし「憲法と地方財政権」は題名のとおり「地方財政権」を中心として論じられており、本書は「地方財政権」に限らず税財政全体を憲法論・人権論の視角より論じている。その意味では本書が「憲法」の題名にふさわしい第1冊目の著書といえよう。周知のとおり教授はわが国の税法学者のうちで憲法論・人権論の視角より税法を体系的に研究している唯一の学者である。数多くの他の税法学者は体系的に憲法の視角より税法を研究しておらず、個別解釈論では憲法的視角より論ずることはあっても全体的には憲法論・人権論の視角より税法を論じていない一つまり貫性を有していないのが実態である。

教授の過去の諸研究は税法を憲法論・人権論の視角より主に解釈論の次元で展開されてきた。同時に、教授のこれらの研究成果はわが国の裁判例に多大な影響を与えてきたこともまぎれもない事実である。ところが納税者の基本的人権を真に擁護するためには「税法学が狭義の租税概念(租税の徴収面)を前提にしてそこで法理論構成をいかに精緻に展開しても限界がある」(『新財政法学・自治体財政権』序文)ため、教授はあらたに憲法論・人権論の次元において租税概念を再構成し「税法学は納税者側にたって租税の徴収面とその使途面の両者を統合した広義の租税概念を前提とするものでなければならない」として広義の租税概念(現代的租税概念)を前提とする「納税者基本権」の提唱を試みた著書『新財政法学・自治体財政権』を5年前の昭和52年に発表された。

二、本書は『新財政法学・自治体財政権』で提唱された「納税者基本権」をベースにここ数年間の教授の論文のうちもっぱら憲法論にふれるものをとりまとめたものである。本書の全体的特徴を「序文」より要約して紹介する。

(1)憲法論の次元において租税の徴収面と使途面

東京青年税理士連盟

小 池 幸 造



との統合に関する研究成果を総括している。

(2)不公平税制、不公平税務行政、違憲・違法な租税支出(使途)は納税者の主觀的権利侵害をもたらす。これにより現行法のもとでも納税者は租税の徴収面と使途面の双方に対し法的にコントロールする権利を有する。

(3)憲法に予定する租税概念は受益者負担金をも含めて構成される。

(4)以上の「現代的租税概念」を前提として納税者基本権も構成されるべきであり、憲法の財政民主主義は納税者基本権(実体法概念)を具体化・実践化するための手続手段としてとらえられるべきである。

(5)租税法律主義・実質課税の原則・自治体財政権・租税行政法等の基礎的諸問題および土地税制・課税最低限・政治献金課税・宗教法人課税・企業課税の諸問題について、教授の積年の主張を基調にしつつ「現代的租税概念」の視角から解明・展開し、最新の研究成果を総括している。

以上のとおり本書は、「現代的租税概念」を前提としてこれから税法学は租税の総合的な法的研究を目指すものでなければならないとする教授の現段階での税財政に関する基礎理論的研究の成果を最新のレベルで集大成したものである。

本書の具体的な内容については会員諸兄の御精読を切望するものであるが、本書の「解説」として巻末に教授の指導をうけた三木義一・静大助教授が「税財政法学から憲法学へ」として「北野税財政理論」を紹介しているので、まずこの「解説」よりお読みすることをお勧めしたい。

三、本書での教授の「問題提起」は、一見我々の業務と直接的には無関係のように思われるがちであるが、税理士制度の将来を真に輝くものとするかは教授の指摘する「問題提起」を我々が業務の理論的基礎として実践するか否かにかかっている。

おりしも「商法改正」や「確認添付書面制度」の問題が我々税理士業界にありかかってきているが本書で指摘する「問題提起」を真に理解するならば、我々青年税理士のこれら問題に対する対処の仕方はおのずと決定されてこよう。

会員の動向 謹んで哀悼の意をささげます。

浅野邦雄会員を悼む

第7代全青税会長 石 亀 邦 俊

去る5月19日、仙台青年税理士クラブの元代表幹事であった浅野邦雄会員がご逝去されました。

浅野会員が代表幹事として活躍された頃、私が全青税の会長をしていたので、親しく接し、故人の人柄等を良く理解している。私の記憶するところでは大変温厚な人柄で人情味のある人であった。

思えば、私が会長の頃、税理士法改悪反対闘争の真只中であったが、その頃、各単位青税に国会陳情をたびたび要請をしましたが、その中で、遠く仙台より、浅野会員を先頭に数人が一緒にかけつけてくれた時ほど、うれしいことはなかった。

残された私達は、これからも故人のご意志について、税理士制度の発展のために運動を繰り広げていかねばならない。

つつしんで安らかなご冥福をお祈り申しあげます。

名古屋大会のご案内

古く、万葉の時代から、京文化の最東端として知られた那古野（現・名古屋市）は、しかし、後年、尾張中村（現・名古屋市中村区）の介の水呑み百姓の小作として生まれ、天下を征した、太閤秀吉、そして、彼の死後、天下統一、江戸幕府を開いた三河武将、徳川家康により、一躍、歴史の表舞台へと躍り出た。そして、両者に織田信長を加え、三英傑として、今に聞こえている。

しかし、群雄割拠の中にあって、彼らが勇名をはせ、且つ、天下を征したことは、彼らの傑出した能力に加え、地の利が大きく影響したことは、すでに通説となっている。

日本の中に位置し、常に東西の文化の交流地として、「芸どころ」と呼ばれ乍ら、又、「文化不毛の地」ともいわれる名古屋。しかし、近年兎角いわれる「名古屋商法」を生み出した土地柄なのである。そんな名古屋で、全青税第16回定時代議員総会は、開催されるのである。

全青税名古屋大会要領 —

- (1) 日時 昭和58年7月24日(日)～25日(月)
- (2) 場所 ホテル・キャッスルプラザ
- (3) 大会スケジュール

〈7月24日〉

1. 分科会によるシンポジウム AM11:00～PM 2:15
2. 総会（シンポジウム総括報告会） PM 2:30～PM 5:30
3. 懇親会（家族参加） PM 6:00～PM 8:00

尚、家族の皆様は、家族ツアーにて、市内観光。
〈7月25日〉 観光ツアー—社会見学コース—

(4) 大会参加費用

○会 員	28,000円
○家 族 大人	20,000円 ※中学生以上

小人 15,000円 ※小学生

(5) その他行事—7月23日（大会前日）

全青税厚生部による、ゴルフ、麻雀大会を開催。

7月24日は、分科会に先立ち、AM 9:30より理事会を開催、AM 11:00より、昼食をはさんで、3分科会によるシンポジウム。

第1分科会 「人的側面からの中小企業

経営改善指導」 名青税

第2分科会 「確認書添付制度」 大阪合同

第3分科会 「大型間接税」 東京青税

そして、総会会場に移り、総括報告、商法問題に関する報告の後、総会へと引きつがれる。

『尚、会場受付は、AM 10:00より、宝鏡は、総会終了後、再び、受付にて配布、御家族同伴の方については、それ以前でも、フロントにてお渡し致します。したがって、それまで手荷物は、クローケへお預け下さい。』

PM 6:00からの懇親会は、手づくりのレセプションを合い言葉に、税理士によるバンド演奏を中心に行なわれる。

その間、家族の皆様は、バスによる市内観光、特に、ネコ科の動物数は日本一を誇るとともに、「ワライカワセミ」等珍獣の多い、東山動物園、そして、名古屋城へ御案内の予定です。もちろん、名古屋特製のお弁当も用意します。

翌25日は、社会見学と家康コース。AM 9:00ホテルを出発、家康ゆかりの「大樹寺」、「岡崎城」、昼食後、トヨタ白山高浜工場見学、PM 4:00新幹線ホーム到着の予定。

—編集後記—

○第62号をお届けいたします。新広報部長予定者を含めたところで編集しました。

○小冊子「あなたは納税者を守れるか」は、税務調査のマニュアルとして有益です。ご利用下さい。

○制度問題の重要性を認識して、国民のための税理士制度の確立をめざして頑張りましょう。